

◎新潟県告示第1489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五十島地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田麦山（H25）地区	長岡市川口田麦山	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小脇丁(3)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(4)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(1)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇丁(2)地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	土石流
小脇地区	十日町市小脇丁	次の図のとおり	地すべり
思川地区	十日町市水口沢	次の図のとおり	土石流
中屋敷地区	十日町市中屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(2)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(3)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(4)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沖立(1)地区	十日町市沖立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

うるし沢地区	十日町市沖立、東善寺、水口沢	次の図のとおり	土石流
塩辛(1)地区	十日町市木落	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木落(1)地区	十日町市木落	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三領地区	十日町市三領	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小根岸地区	十日町市小根岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小根岸(1)地区	十日町市小根岸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊勢平治地区	十日町市友重乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮中地区	十日町市宮中	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下猪子田地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下猪子田沢地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	土石流
大沢地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	土石流
猿姫地区	上越市浦川原区下猪子田	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)